

平成19年4月に改正学校教育法が施行され、「特別支援教育」が法的に位置付けられた。また、新学習指導要領において、全ての学校で、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための取組を行うことが示された。

さらに、「特別支援教育の推進について（通知）」（文部科学省：平成19年4月）では、特別支援教育の理念が示され、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校においても実施されるものである。」と明記された。そして、各学校における「特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」として、「①特別支援教育に関する校内委員会の設置」、「②実態把握」、「③特別支援教育コーディネーターの指名」、「④関係機関との連携を図った『個別の教育支援計画』の作成と活用」、「⑤『個別の指導計画』の作成」、「⑥教員の専門性の向上」の六つが示された。

ところで、県教育委員会による本県の特別支援教育体制整備状況調査の結果を見ると、年次ごとに体制整備が進められてきていることが分かる。特に、「校内委員会の設置」や「コーディネーターの指名状況等」は、全ての公立小・中学校及び高等学校で整備されている。また、「実態把握の実施状況」についても、ほとんどの学校で取り組んでいることが報告されている。しかし、「個別の教育支援計画の作成状況」や「個別の指導計画の作成状況」については、作成率が低く、まだ、十分な対応がなされていない状況であることも明らかになってきた（平成22年9月1日現在）。

そのため、当教育センターでは、平成20・21年度に「特別な教育的ニーズにこたえる学習指導の在り方に関する研究」を研究主題に掲げ、小・中学校や特別支援学校に対しては、「学校及び通常の学級における特別支援教育の推進状況」を、高等学校に対しては、「特別な教育的ニーズのある生徒への支援体制の状況」に関する実態調査を行った。さらに、通常の学級に在籍する学習上又は生活上で特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する一斉指導における具体的な指導・支援の在り方に視点を当て研究に取り組んだ。その中で、個に応じた指導をより充実するために、「アセスメントシート（試案）」を活用した実態把握や、一斉指導における指導・支援の手立てを提案するとともに、各学校種における実践例や具体的な支援例等についても報告してきた。

しかし、「アセスメントシート（試案）」の客観性を高めるとともに、活用を通じた児童生徒の認知の特性等に基づく「学び方」の違いの明確化や、つまずきへの気づきとその要因の見立て及び手立ての検討までの過程の有効性について検証する必要性が課題となった。

そこで、平成22年度からは、前研究の深化を図ることをねらいとし、「特別な教育的ニーズのある児童生徒に対するアセスメントに基づく学習指導の在り方に関する研究」を研究主題に掲げ、通常の学級に在籍する児童生徒の学習上のつまずきに気づき、つまずきの要因の見立て、手立ての検討までの過程について、段階的なアセスメントの在り方を提案することとした。また、研究協力員や短期研修講座の受講者の協力の下、改訂版である「アセスメントシート」を作成した。さらに、認知の特性等に応じた「学び方」の違いについての具体的な指導・支援や教師間の連携・協働に関する校内支援体制の在り方などの実践例を紹介することとした。

本研究の成果が、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する適切なアセスメントにつながると同時に、児童生徒一人一人の発達特性を考慮した指導・支援に活かされることを期待したい。

【研究主題】 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対するアセスメントに基づく学習指導の在り方に関する研究

1 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する学習指導

国語の時間、発表する場面ではよく手を挙げて自分の考えを話すことができるが、音読することは苦手で、一文字ずつたどたどしく読んだり、同じ行を何度も読んでしまったりするAさん。黒板に書かれた文字を写すことに時間がかかり教師の話聞き漏らしてしまい、授業の流れが分からなくなってしまうBさん。宿題をしようと自宅で机に向かうが、何から始めればいいのか迷ってしまい、宿題がなかなか終わらないCさん。児童生徒のこのような「特別な教育的ニーズ（特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習や生活上の困難を改善・克服するために必要な教育的課題）」は多様であり、周囲の教師や保護者に気付かれなかったり、本人の努力不足や家庭のしつけの問題と捉えられ、適切な指導がなされなかったりすることもある。

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する学習指導の在り方を考えるとき、児童生徒が示す聴覚優位や視覚優位などの得意な情報処理の方法、記憶する力の強さや弱さ、課題の処理速度、注意の度合いや時間などの「学び方」に着目することが大切である。例えば、聞いて学習することが苦手な児童生徒に、教師が長く抽象的な言語指示のみで対応していると、児童生徒の学習内容の理解は進まず、学習上のつまずきは、ますます大きくなっていくことが考えられる。これらのことから、児童生徒の「学び方」を的確に捉え、それらに配慮した指導・支援の手立てを検討していくことが必要である。

児童生徒一人一人の「学び方」は、児童生徒が有する認知の特性等に基づいて生じていると考えられる。

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では、認知について、「感覚を通して得られる情報を基に行われる情報処理の過程であり、『記憶する』、『思考する』、『判断する』、『決定する』、『推理する』、『イメージを形成する』などの心理的な活動」と述べられている（図1）。このような情報処理の過程における感覚や認知の働きの状態すなわち認知の特性等によって、例えば、「情報を聞いて処理することは苦手であるが、見て処理することは得意である」、「単純な記号を同じような手順で処理していくことは得意であるが、意味を理解し、イメージを膨らませながら考えていくことは苦手である」というような児童生徒特有の「学び方」が生じると考えられる。上述したAさんやBさん、Cさんにみられる学習上のつまずきに対しては、一人一人の「学び方」の違いや「学び方」の違いの要因と考えられる認知の特性等に配慮した教師の指導がなされなければ、学習上のつまずきはますます大きくなっていくことが考えられる。そこで、児童生徒の認知の特性等を明らかにして、適切な指導・支援の手立てを検討し、学習指導を進めていくことが必要となる。

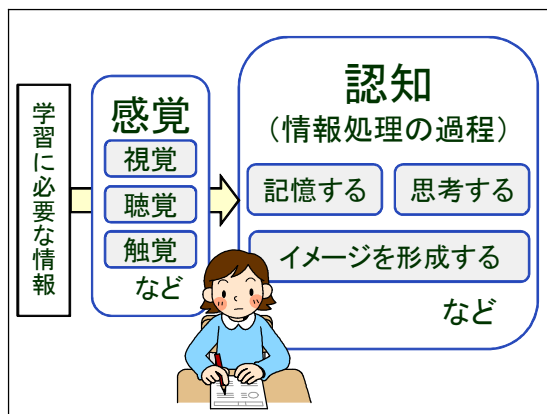


図1 学習における認知

2 アセスメントに基づく学習指導

児童生徒の認知の特性等を明らかにするためには、標準化された学力検査の結果のほか、授業場面の様子やノート、提出物、テスト、休み時間の友達との会話や行動など、様々な面から児童生徒のつまずきを捉えて、つまずきの要因を見立てて、手立てを検討していくことが重要である。本研究では、これらのことを「アセスメント」として捉え、以下のように定義した。

「アセスメント」：教師が児童生徒のつまずきに気づき、児童生徒の実態や学習環境などから学習面におけるつまずきの要因を見立て、適切な指導・支援の手立てを検討すること

教師は、「～ができない」といった児童生徒のつまずきの状態の把握だけに留まるのではなく、つまずきの要因となる認知の特性等を適切に見立て、児童生徒に応じた望ましい教師の働き掛けや教材・教具の工夫、学習環境面への配慮など指導・支援の手立てを検討していくことが大切である。

このようなアセスメントに基づき、学習指導を行うことは、PDCAサイクルによる授業づくりのP（プラン）の段階を丁寧に行っていくことである。

指導後は、目標達成の状況や手立ての妥当性などを評価し、更に指導の改善、見直しを図っていく、授業づくりを充実させていくことが必要である（図2）。

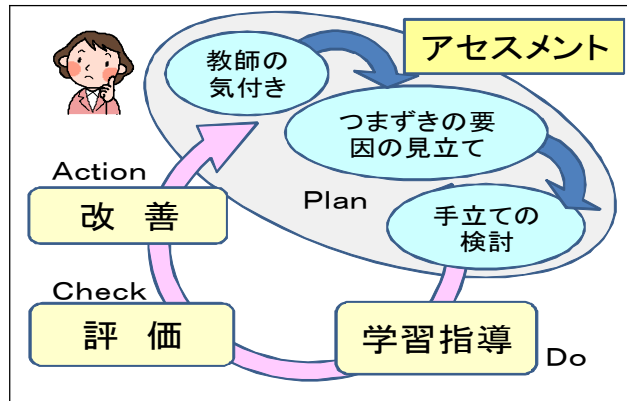


図2 アセスメントの捉え方

第2章 実態調査

1 実態調査の目的等

本研究では、特別な教育的ニーズのある児童生徒のアセスメントに基づく学習指導の在り方を明らかにすることを目的に、各学校における特別支援教育の推進状況及び特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態把握や指導・支援に関する現状と課題について実態調査を行った。また、調査項目に、平成20年度の実態調査と同様の項目を設け、それらを比較しながら分析できるようにした。

【調査日】 平成22年10月1日

【調査対象】 公立小学校57校、中学校25校（県下全公立小学校576校、公立中学校248校の約1割に当たる学校を抽出した。）

【調査方法】 質問紙調査法（選択式、一部記述式）により、調査を実施した。